

株 主 各 位

福岡県朝倉市小田1080番地1
オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 大重年勝

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などにはご無理をなさらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討ください。

なお、ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。

また、書面による事前の議決権行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたく**お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県朝倉市小田1080番地1
オーケー食品工業株式会社 本社2階会議室
(会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください)
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第53期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件
 - 決議事項
議 案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈新型コロナウイルスの感染防止について〉

- ①例年よりも縮小した規模での開催となります。
- ②接触感染リスク低減のため、お土産の配布を行いません。
- ③株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用させていただきます。
- ④会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ⑤ご来場の株主様は、マスクの持参、着用をお願いいたします。
- ⑥会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ok-food.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ok-food.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告
(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続くなか、景気は堅調に推移してまいりました。しかし、当第4四半期においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた各種イベントの中止や外出自粛などにより、経済活動や個人消費は大幅に低下いたしました。加えて、先の見えない不確実性の大きさにより、多くの事業者・企業が戦後最大の危機に直面いたしております。

一方、業務用加工食品業界におきましては、同業者間での顧客獲得競争の激化に加え、人件費、物流費をはじめ多くのコストは上昇し、収益環境は厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは、営業面におきましては、国内及び海外向けの営業力の強化、販路拡大に取り組んできた結果、主にコンビニ向け「味付けいなり」の販売が増加したことなどにより、売上高は前期に比べ増加いたしました。当第4四半期に発生した新型コロナウイルスの影響により、公表値に比べ減少いたしました。

生産面におきましては、品質管理をより一層徹底し安全で安心な商品作りに努め、コスト削減に取り組んでまいりましたが、主に人手不足による労務費等が増加したことなどにより、売上原価が前期に比べ増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は93億4百万円、営業損失は新型コロナウイルスの影響による売上高の公表値未達に加え、労務費の増加などにより52百万円、経常損失は19百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は繰延税金資産の取崩しなどにより1億14百万円となりました。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(品目別の状況)

品目別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円、百万円未満切捨て)

品 目		当 事 業 年 度		前 事 業 年 度	
		(自 2019年4月1日) (至 2020年3月31日)		(自 2018年4月1日) (至 2019年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
油あ あげ 加 及工 び品	味 付 あ げ	7,491	80.5	7,234	79.2
	生 あ げ	1,081	11.6	1,130	12.4
	お で ん	376	4.1	407	4.5
	味付すしの素	116	1.2	121	1.3
	惣 菜 類 等	228	2.5	231	2.5
そ の 他		9	0.1	8	0.1
合 計		9,304	100.0	9,133	100.0

味付あげにつきましては、当社グループの主力製品として業務用を中心に全国展開しております。売上高は74億91百万円(前期比103.6%)となりました。

生あげにつきましては、主に西日本を中心に国内外へ販売しております。売上高は10億81百万円(前期比95.7%)となりました。

おでんにつきましては、主に餅入巾着(外注商品)及びがんもどき(自社製品)等を販売しており、売上高は3億76百万円(前期比92.5%)となりました。

味付すしの素につきましては、味付干瓢及び五目ずしの素等を販売しており、売上高は1億16百万円(前期比96.3%)となりました。

惣菜類等につきましては、主に外注商品の豆腐類、バーグ類、和菓子類等を販売しており、売上高は2億28百万円(前期比98.9%)となりました。

(剰余金の配当等に関する方針)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題として認識し、長期安定配当を継続するための原資確保に向けた収益力の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保の積み上げによる財務体質の強化を基本方針としております。

当会計年度におきましては、遺憾ながら損失を計上することとなり、また、今後発生する新工場関連投資に備え、内部留保を蓄積する必要があることから、当期の剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきます。ご了承ください。

株主の皆様には、誠に申し訳ございませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は4億34百万円であります。

その主なものは、新工場建設用地の造成工事及び既存工場における生産性の向上、商品の品質向上に向けた設備投資であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第 50 期 (2016年度)	第 51 期 (2017年度)	第 52 期 (2018年度)	第 53 期 (2019年度)
売 上 高 (百万円)	—	9,229	9,133	9,304
経常利益又は経常損失 (百万円)	—	123	14	△19
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (百万円)	—	115	1	△114
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	—	31.09	0.33	△30.96
総 資 産 (百万円)	—	8,329	8,252	8,178
純 資 産 (百万円)	—	2,371	2,332	2,199
1株当たり純資産額 (円)	—	640.53	630.09	594.14

- (注) 1. 第51期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第50期以前の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は発行済期中平均株式数の総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式併合が第51期の期首に行われたと仮定して算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

項 目	第 50 期 (2016年度)	第 51 期 (2017年度)	第 52 期 (2018年度)	第 53 期 (2019年度)
売 上 高 (百万円)	9,174	8,767	8,572	8,792
経常利益又は経常損失 (百万円)	277	106	20	△1
当期純利益又は 当期純損失 (百万円)	304	93	5	△81
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	8.23	25.32	1.36	△21.97
総 資 産 (百万円)	7,813	8,095	8,010	8,004
純 資 産 (百万円)	2,266	2,351	2,316	2,217
1株当たり純資産額 (円)	61.19	635.11	625.61	598.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は発行済期中平均株式数の総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式併合が第51期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(5) 対処すべき課題

業務用加工食品業界においては、デフレからの脱却が進まないなか、恒常的な人手不足、人件費や物流費の上昇、原材料費の高止まり、同業者との品質面、価格面における競争の激化等により、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われまます。

加えて、新型コロナウイルスの影響下においても商品の安定供給責任を果たし、今後も市場・食環境の変化を的確にとらえ、柔軟かつ適切に対応していく必要があります。

このような状況のもと、当社は「食の安全、安心」を最優先の基本方針とし、早期に収益力の回復を図るために、全部門において効率化・生産性の向上に向けた業務手法の変革、ロスの削減、経費の圧縮に努めるなか、次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

① 食の安全・安心に係る取組み

食品安全の国際規格である「FSSC22000」に基づき構築した「食品安全衛生マネジメントシステム」の継続的な改善により、「安全・安心・高品質」な商品づくりに努めてまいります。

② 生産性向上に係る取組み

生産効率の向上を果たすために引き続き「カイゼン活動」を展開するとともに、生産に携わる人員の雇用形態の変更、併せてロスの削減による原材料などの使用量の低減に向け、生産工程に当社独自の技術、新設備を導入することで製造原価の低減を図ってまいります。

③ 売上の拡大に係る取組み

国内、海外において新規先の開拓を進め販路の拡大を図るとともに、当社独自商品の販売も強化することで、業務用、市販用商品の売上拡大を図ります。また、営業本部に営業統括部を新設し、営業店のサポートを強化するとともに、子会社であるベジプロフーズ(株)との連携を高め、販売面での協力、生産拠点の最適化を図ってまいります。

④ 新商品開発に係る取組み

お客様の多様化する商品ニーズを的確にとらえ、付加価値の高い商品を提供するとともに、健康食として注目される大豆を大量に加工できる当社の強みを生かし、健康志向に則した商品を開発してまいります。

⑤ 新工場の早期稼働に向けての取組み

当社の収益力を抜本的に改善するためには、生産体制の大幅な見直しが必要となっております。

生産効率の向上による製造原価の大幅低減と商品競争力を高めるために、新工場の早期建設、稼働に向け全社一体となって取り組んでまいります。

今後とも食品メーカーとして求められる使命を全うし、収益力の強化と利益拡大を図り、株主の皆様に対する配当開始を早期に実現すべく、全役員一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは加工食品事業の単一セグメントであります。主として油あげの製造・加工及び販売を行っており、主な取扱商品は次のとおりであります。

加工食品事業 (区分)	主 要 商 品
油あげ	いなりあげ・きつねあげ
あげ加	すしあげ・きざみあげ
及工	餅入巾着・がんもどき・練りもの
び品	味付すしの素
	味付干瓢・味付椎茸・五目ずしの素
	惣菜類等
	豆腐類・バーグ類・和菓子類

(7) 主要な営業所及び工場の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本社所在地 福岡県朝倉市小田1080番地1

工場及び支店・営業所・出張所は、次のとおりであります。

事 業 所	所 在 地
甘 木 工 場	福 岡 県 朝 倉 市
甘 木 第 二 工 場	福 岡 県 朝 倉 市
大 刀 洗 工 場	福 岡 県 朝 倉 郡 筑 前 町
東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 熱 田 区
大 阪 支 店	大 阪 府 茨 木 市
福 岡 支 店	福 岡 県 朝 倉 市
札 幌 営 業 所	札 幌 市 白 石 区
仙 台 営 業 所	仙 台 市 若 林 区
広 島 営 業 所	広 島 市 西 区
鹿 児 島 営 業 所	鹿 児 島 県 鹿 児 島 市
静 岡 出 張 所	静 岡 市 葵 区
高 松 出 張 所	香 川 県 高 松 市

- ② 主要な子会社の事業所
 ベジプロフーズ株式会社
 本社所在地 埼玉県比企郡川島町戸守715

(8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
438(119)名	21名減(12名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
426(91)名	21名減(16名増)	43歳5か月	13年6か月

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社である日本製粉株式会社は、当社の株式を1,890,914株（出資比率50.85%）、議決権個数18,909個（51.33%）を保有しております。当社は親会社から主として食品の仕入及び融資を受けており、親会社へ主として味付あげ等を販売するなどの取引を行っております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、取引ごとに交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。また、重要性の高い取引については、取締役会にて適切な意見を得ながら多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
ベジプロフーズ株式会社	30百万円	100%	業務用味付け油あげ等の製造、販売

(10) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社西日本シティ銀行	3,400
株式会社佐賀銀行	330
日本製粉株式会社	261
三井住友信託銀行株式会社	125

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

普通株式	5,540,000株
優先株式	1,321,500株
計	6,861,500株

② 発行済株式の総数

普通株式 3,718,141株 (自己株式15,664株を含む)

③ 当事業年度末の株主数

普通株式 1,218名 (前期比48名減)

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本製粉株式会社	1,890	51.07
株式会社西日本シティ銀行	173	4.67
JA三井リース九州株式会社	169	4.57
甘木共栄会	151	4.09
西日本ユウコー商事株式会社	141	3.83
松井証券株式会社	118	3.20
三井物産株式会社	109	2.96
河井英夫	53	1.43
株式会社サナス	51	1.39
オーケー食品工業従業員持株会	41	1.13

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (15,664株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 重 年 勝	
専務取締役	城 後 精 二	管理本部長兼総務部長兼経営企画室長兼内部統制部担当役員
常務取締役	豊 原 英 敏	生産本部長
取締役	調 正 範	技術本部長兼生産本部副本部長兼技術部長兼品質保証部長兼大刀洗工場長
取締役	中 島 大 明	業務本部長兼購買部長
取締役	太 田 伸 一	営業本部長
取締役	曾 根 伸 広	業務本部副本部長兼業務部長兼営業本部付部長
取締役	山 口 鎮 雄	日本製粉(株)常務執行役員西日本事業場管掌
取締役	家 永 由 佳 里	徳永・松崎・斉藤法律事務所 弁護士 (株)ミスターマックス・ホールディングス社外取締役
常勤監査役	堤 敬 志	
監査役	古 賀 知 行	さくら咲き法律事務所 弁護士 (株)西日本シティ銀行取締役専務執行役員
監査役	廣 田 眞 弥	(株)NCB)サーチ&コンサルティング 取締役
監査役	坂 口 淳 一	ダイヤモンド秀巧社印刷(株)代表取締役社長 (株)長崎銀行社外監査役

- (注) 1. 取締役家永由佳里氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役堤敬志氏、監査役古賀知行氏、監査役廣田眞弥氏及び監査役坂口淳一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役古賀知行氏は弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、取締役家永由佳里氏及び監査役古賀知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 当事業年度において会社役員の地位及び担当を次のとおり変更しております。
- 2019年4月1日付

氏名	変更後	変更前
調 正範	取締役生産本部副本部長	取締役生産本部副本部長 兼大刀洗工場長

2019年6月26日付

氏名	変更後	変更前
城後 精二	専務取締役管理本部長 兼総務部長兼経営企画室長 兼内部統制部担当役員	常務取締役管理本部長 兼総務部長兼経営企画室長 兼内部統制部担当役員
調 正範	取締役技術本部長 兼技術部長兼品質保証部長	取締役生産本部副本部長

2019年11月7日付

氏名	変更後	変更前
調 正範	取締役技術本部長 兼生産本部副本部長 兼技術部長兼品質保証部長	取締役技術本部長 兼技術部長兼品質保証部長

2020年1月20日付

氏名	変更後	変更前
調 正範	取締役技術本部長 兼生産本部副本部長 兼技術部長兼品質保証部長 兼大刀洗工場長	取締役技術本部長 兼生産本部副本部長 兼技術部長兼品質保証部長

6. 当事業年度において退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏名	退任時の地位及び担当	退任日
越智 敏和	常務取締役営業本部長	2019年6月26日
松尾 義明	取締役技術本部長兼技術部長 兼品質保証部長	2019年6月26日
定野 敏彦	社外監査役	2019年6月26日

(2) 取締役、監査役及び社外役員の報酬等の総額

当事業年度に係る役員の報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	支給人数 (名)	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10 (1)	67,611 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (5)	13,170 (13,170)
合 計 (うち社外役員)	15 (6)	80,781 (15,570)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役9名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役4名)、合計13名であります。
2. 取締役の支給人数は、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役5名に使用人分給与相当額26,535千円を支給しております。なお、使用人分給与相当額は上記の表には含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額320百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
6. 当社は、2014年6月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)並びに各監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する状況
 取締役家永由佳里氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の弁護士であり、当社と同所の間に特別な関係はありません。
 監査役古賀知行氏は、さくら咲き法律事務所の弁護士であり、当社は同所と顧問契約を締結しております。
 監査役廣田眞弥氏は、株式会社西日本シティ銀行の取締役専務執行役員であり、当社は同行より資金の借入があります。
 監査役坂口淳一氏は、ダイヤモンド秀巧社印刷株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と営業上の取引があります。
- ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼任に関する状況
 取締役家永由佳里氏が社外取締役を兼任している株式会社ミスターマックス・ホールディングスと当社との間に特別な関係はありません。
 監査役廣田眞弥氏が取締役を兼任している株式会社NCBリサーチ&コンサルティングと当社との間に営業上の取引があります。
 監査役坂口淳一氏が社外監査役を兼任している株式会社長崎銀行と当社との間に特別な関係はありません。
- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
 該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
 (i) 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	取締役会（17回開催）		監査役会（8回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役家永由佳里	14	82.4	—	—
常勤監査役堤敬志	17	100.0	8	100.0
監査役古賀知行	16	94.1	8	100.0
監査役廣田眞弥	13	76.5	6	75.0
監査役坂口淳一	10	76.9	3	50.0

(注) 監査役坂口淳一氏は、2019年6月26日開催の第52期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の役員と異なります。なお、監査役坂口淳一氏の就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は6回であります。

(ii)取締役会及び監査役会における発言状況等

氏 名	発 言 状 況 等
取 締 役 家 永 由 佳 里	弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役 堤 敬 志	長年の企業経営で培われた豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役 古 賀 知 行	弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役 廣 田 眞 弥	長年の金融業界等における豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役 坂 口 淳 一	長年の企業経営で培われた豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- ⑤ 親会社又は子会社からの役員報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

参考
書類

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を全社的に統括する目的で「リスク管理規程」を定め、当社事業から発生する各種リスクを適切に管理するための体制を整備する。
- ②事業遂行に伴い発生する可能性のあるリスクについては、リスク毎に所管部署を定めリスクの顕在化防止に努める。
- ③各部署でのリスク点検活動における重要事項については、常務会、取締役会へ報告する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、取締役・従業員が共有する全社的な目標を決定する。各部門の担当取締役は、部門毎に具体的目標と効率的な達成方法を定め、年度事業計画の策定、見直し及び月次、四半期業績の管理を行い、業務遂行阻害要因の分析・改善を図る。
- ②取締役会の下に常勤取締役、常勤監査役等で構成される常務会を設置し、原則、週1回開催する。常務会では、取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行う。

(4) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令・社会規範・定款・社内規程を遵守することを行動規範とする。また、その徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制確立のため教育、指導を行う。
- ②「コンプライアンス委員会」の教育・指導に沿って、社員の職務が適切に執行されていることを、内部統制部の業務監査により、監査・確認する。
- ③上記活動については、取締役会に報告するものとし、取締役会はコンプライアンス体制の問題点の把握と改善に努める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社取締役は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行う。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社「リスク管理規程」において、子会社も当社のリスク管理体制の適用対象としており、子会社管理の所管部門は、子会社が事業遂行に伴う各種リスクを把握、評価し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督する。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社管理の所管部門は、子会社からの報告等に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行う。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、子会社の取締役を「コンプライアンス委員会」の委員とし、コンプライアンス委員会は、子会社の業務の適正を確保するためにグループ企業活動を横断的に管理・指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役会の承認に基づき、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。補助すべき使用人が社員で、担当職務と兼任で監査役補助職務を担う場合は、監査役補助職務に関しては監査役の指揮命令に従う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

職務を補助すべき使用人の任命・解雇・配転等の人事異動あるいは賃金・その他報酬等の雇用条件については、監査役会の同意を得た上で取締役会が定めるものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役会の指示の実効性確保に努める。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループの財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項並びに職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実を知った時、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく当社監査役へ報告する。
- ②当社監査役が当社取締役会及び常務会に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録及び重要書類については監査役へ回覧する。また、監査役は必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ③監査役へ上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は監査の実施に当たり、内部統制部及び会計監査人と連携を密にし、監査役が必要と認めた時は、弁護士・公認会計士等の外部アドバイザーを任用することができる。
- ②監査役は、その職務の執行について必要と認められる費用をあらかじめ当社に提示するものとし、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を経理規程に基づき負担する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、システムの適正化を恒常的に図り、適正な運用に努めることにより、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性と適正性を確保する。

(11) 反社会的勢力による被害防止の体制

[反社会的勢力排除に向けた基本的考え方]

- ①当社は社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
- ②当社は反社会的勢力から接触を受けた場合には、直ちに警察等しかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

- ①当社は社会的に責任ある企業として、反社会的勢力又はそれらに関係する企業・個人とは一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを役職員一同常に意識する。
- ②万一問題が生じた場合、顧問弁護士や警察等の専門家に相談の上、適切に対処する。
- ③当社文書化の「反社会的勢力対応態勢と要領」「反社会的勢力対応の基本的行動基準」に沿って、周知徹底する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下の通りであります。

[情報の保存及び管理に対する取組]

「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録・保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

[リスク管理に対する取組]

「リスク管理規程」に基づき、リスクを分類、定義したうえで、当社及び子会社におけるリスクを抽出し、各部署にてリスクへの対応策を検討しております。

抽出したリスクについては、各半期終了後、リスク管理活動のモニタリングを実施し、結果について取締役会へ報告することでリスク管理の強化に努めております。

[職務執行の効率性の確保に対する取組]

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役9名及び4名の社外監査役で構成され、当事業年度中に17回の取締役会を開催し、各議案についての審議並びに各取締役からの職務執行状況に関する報告を受けての質疑等、活発な意見交換を行い、取締役会の監督機能を発揮しております。

また、業務執行に係る重要事項を協議するための機関である常務会を当事業年度は46回開催し、様々な経営課題について、取締役会から委譲された権限の範囲内で意思決定を行っております。

[コンプライアンスに対する取組]

当社におけるコンプライアンス及び損失の危険に関する経営上重要な事項について、具体的、実質的な協議、検討、評価を行うために、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度は4回開催しております。

また、期初に各本部の行動計画を含む全社のコンプライアンス年間活動計画を作成し、各本部は同計画に沿って活動しております。同計画には、経営トップによる役職員に向けてのコンプライアンス遵守について

のメッセージの発信等が織り込まれており、その他の活動を通して法令、規程等を遵守することの徹底を図っております。

[当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保することに対する取組]

当社の役員が子会社の取締役及び監査役に就任し、子会社の職務執行が効率的に行われていることを監督しております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営状況や当社の指示事項の進捗状況について、適宜報告を受けるとともに、重要事項については適切に承認もしくは決裁などを行い、親会社としての適切かつ実効的な管理を行っております。

さらに、内部統制部は、「内部監査規程」「関係会社管理規程」「リスク管理規程」及びその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社の業務執行及び主要子会社の内部統制監査を実施し、その結果について代表取締役、監査役等が出席する常務会に報告しております。

[監査役監査の実効性の確保に対する取組]

当社の常勤監査役は、社内の重要な会議へ出席したほか、取締役や役員からの意見聴取、内部統制部による内部監査への立会等を通じて業務の執行状況を直接的に確認しております。また、代表取締役、会計監査人、内部統制部及び子会社の代表取締役等との意見交換を定期的を実施することで情報交換並びに意思疎通を図っております。

[財務報告の信頼性を確保することに対する取組]

当社は、全社横断的な視点から内部統制システムを構築するとともに、内部統制の整備・運用状況について内部統制部が評価し、必要に応じて担当部署に改善指導を行うことにより、内部統制の実効性を向上させております。

(注) 本事業報告に記載している金額及び持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,712,666	流動負債	3,736,650
現金及び預金	358,041	支払手形及び買掛金	667,741
受取手形及び売掛金	1,203,646	短期借入金	2,000,000
商品及び製品	583,330	1年内返済予定の長期借入金	403,796
仕掛品	29,942	リース債務	38,412
原材料及び貯蔵品	466,271	未払金	210,153
その他	71,668	未払法人税等	23,858
貸倒引当金	△234	賞与引当金	81,888
固定資産	5,465,724	その他	310,801
有形固定資産	4,659,485	固定負債	2,241,949
建物及び構築物	1,417,481	長期借入金	1,659,582
機械装置及び運搬具	1,049,892	関係会社長期借入金	153,000
土地	1,988,363	リース債務	93,199
リース資産	93,586	預り敷金保証金	25,189
建設仮勘定	79,637	繰延税金負債	3,156
その他	30,522	退職給付に係る負債	247,227
無形固定資産	37,717	資産除去債務	51,154
投資その他の資産	768,521	その他	9,440
投資有価証券	326,950	負債合計	5,978,600
賃貸不動産	384,954	(純資産の部)	
その他	60,928	株主資本	2,182,853
貸倒引当金	△4,311	資本金	1,859,070
資産合計	8,178,390	利益剰余金	342,088
		自己株式	△18,305
		その他の包括利益累計額	16,936
		その他有価証券評価差額金	18,609
		退職給付に係る調整累計額	△1,672
		純資産合計	2,199,790
		負債及び純資産合計	8,178,390

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,304,982
売上原価		7,304,923
売上総利益		2,000,059
販売費及び一般管理費		2,052,214
営業損失		52,155
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,725	
受取賃貸料	73,465	
受取保険金	6,427	
その他の	21,913	106,531
営業外費用		
支払利息	24,605	
固定資産除却損	6,590	
賃貸収入原価	38,851	
賃貸費用	2,750	
その他の	1,180	73,977
経常損失		19,600
特別利益		
固定資産売却益	549	549
特別損失		
投資有価証券評価損	11,430	11,430
税金等調整前当期純損失		30,481
法人税、住民税及び事業税	11,922	
法人税等調整額	72,239	84,161
当期純損失		114,642
親会社株主に帰属する当期純損失		114,642

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

連結株主資本等変動計算書

（ 2019年4月1日から
2020年3月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,859,070	456,731	△18,096	2,297,059
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損		△114,642		△114,642
自己株式の取得			△208	△208
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	△114,642	△208	△114,850
当 期 末 残 高	1,859,070	342,088	△18,305	2,182,853

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調整 累計額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	36,293	△1,014	35,278	2,332,983
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損				△114,642
自己株式の取得				△208
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△17,684	△657	△18,341	△18,341
当 期 変 動 額 合 計	△17,684	△657	△18,341	△133,192
当 期 末 残 高	18,609	△1,672	16,936	2,199,790

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,490,936	流動負債	3,582,956
現金及び預金	234,927	支払手形	268,493
受取手形	21,963	買掛金	379,362
売掛金	1,143,598	短期借入金	1,900,000
商品及び製品	533,017	1年内返済予定の長期借入金	403,796
仕掛品	29,318	リース債務	38,412
原材料及び貯蔵品	441,600	未払金	203,211
その他	66,744	未払費用	220,202
貸倒引当金	△234	未払法人税等	23,328
固定資産	5,513,867	賞与引当金	79,236
有形固定資産	4,155,216	設備支払手形	57,773
建物	1,079,742	その他	9,141
構築物	152,184	固定負債	2,204,659
機械及び装置	962,441	長期借入金	1,659,582
車両運搬具	0	関係会社長期借入金	153,000
工具器具備品	28,883	リース債務	93,199
土地	1,758,740	預り敷金保証金	25,189
リース資産	93,586	退職給付引当金	209,937
建設仮勘定	79,637	繰延税金負債	3,156
無形固定資産	37,335	長期未払金	8,640
電話加入権	1,773	資産除去債務	51,154
ソフトウェア	7,074	その他	800
リース資産	28,487	負債合計	5,787,615
投資その他の資産	1,321,316	(純資産の部)	
投資有価証券	274,950	株主資本	2,198,579
関係会社株式	604,800	資本金	1,859,070
長期前払費用	30,666	利益剰余金	357,813
賃貸不動産	384,954	利益準備金	12,668
その他	30,256	その他利益剰余金	345,145
貸倒引当金	△4,311	繰越利益剰余金	345,145
資産合計	8,004,804	自己株式	△18,305
		評価・換算差額等	18,609
		その他有価証券評価差額金	18,609
		純資産合計	2,217,188
		負債及び純資産合計	8,004,804

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,792,234
売 上 原 価		6,858,677
売 上 総 利 益		1,933,557
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,965,329
営 業 損 失		31,772
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,724	
受 取 賃 貸 料	72,385	
受 取 保 険 金	6,427	
そ の 他	20,365	103,902
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,270	
固 定 資 産 除 却 損	6,427	
賃 貸 収 入 原 価	38,851	
賃 貸 費 用	2,750	
そ の 他	818	73,165
経 常 損 失		1,035
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	549	549
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11,430	11,430
税 引 前 当 期 純 損 失		11,916
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,392	
法 人 税 等 調 整 額	58,034	69,426
当 期 純 損 失		81,342

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	1,859,070	12,668	426,488	439,156	△18,096	2,280,130
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失			△81,342	△81,342		△81,342
自 己 株 式 の 取 得					△208	△208
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△81,342	△81,342	△208	△81,550
当 期 末 残 高	1,859,070	12,668	345,145	357,813	△18,305	2,198,579

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	36,293	36,293	2,316,423
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			△81,342
自 己 株 式 の 取 得			△208
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△17,684	△17,684	△17,684
当 期 変 動 額 合 計	△17,684	△17,684	△99,234
当 期 末 残 高	18,609	18,609	2,217,188

招 集 こ 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

参 考 書 類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

オーケー食品工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松村 豊 ④

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 博之 ④
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーケー食品工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーケー食品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

オーケー食品工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松村 豊 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 渋谷 博之 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーケー食品工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は、継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議を行った結果、監査役4名全員の一致した意見により本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場並びに主要な支店・営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

オーケー食品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堤 敬 志 ㊟
監査役 古 賀 知 行 ㊟
監査役 廣 田 眞 弥 ㊟
監査役 坂 口 淳 一 ㊟

(注) 常勤監査役堤敬志、監査役古賀知行、監査役廣田眞弥及び監査役坂口淳一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

招集ノ通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

株主総会参考書類

議案 監査役1名選任の件

監査役廣田眞弥氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

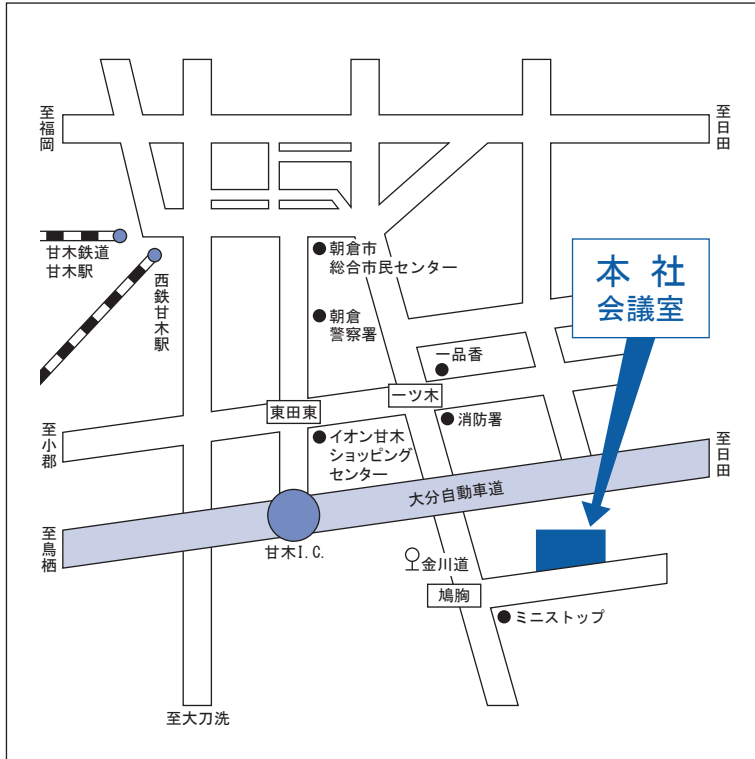
ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
なか づる ひで き 中 霽 英 喜 (1962年1月19日生)	1985年4月 ㈱西日本銀行（現㈱西日本シティ銀行）入行 2014年6月 同行執行役員久留米営業部長 2016年6月 同行常務執行役員久留米営業部長 2016年7月 同行常務執行役員博多支店長 2018年4月 同行常務執行役員筑後地区本部長兼筑豊地区 本部長 2019年6月 同行取締役常務執行役員（現任） 2019年6月 ㈱西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員（現任）	0株
(社外監査役候補者とした理由) 中霽英喜氏は、長年にわたり金融機関の要職を歴任した実績により、高い見識と幅広い経験を有することから、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 中霽英喜氏は、社外監査役候補者であります。
2. 候補者中霽英喜氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者中霽英喜氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡県朝倉市小田1080番地1
オーケー食品工業株式会社 本社 2階会議室
電 話 0946-22-7131



交通のご案内

- 甘木観光バス田主丸線 金川道より徒歩5分
- 大分自動車道甘木インターチェンジより車で5分